

ポラリス Polaris



江 島 清 彦 (昭和45年生) (秋田県専修学校各種学校協会会長)

「学校」でない

「その他の学校」

世間では様々なジャンルの議論が交わされることがありますが、こと教育問題に関しては日本国民ほぼ全員が評論家になれるほど議論が百出するのには驚きます。政経、文化などの話題にはそれなりの知識が要求されます。しかし教育に関しては誰もが義務教育を受け、更に上の学校へ進学している場合が多く、教育現場に参加した経験があるからでしょう。このように教育は私達の身近にあるにも関わらず、学校教育法の第一条を知っている一般の人はどれほどいるでしょう。参考までになります。そこには「学校とは、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校とする。」と記されています。

二の高等教育機関となつています。高校卒業後、二年制の専修学校を修了すると「専門士」、四年制の場合「高度専門士」という資格が付与され、大学編入や大学院に進学できる制度も確立されています。また、近年は大学を出てからも技術や資格を身につけ、よりよい仕事に就くため、再度専修学校へ入学してくるケースも多くなつてきています。

は、専修学校制度が歴史的にまだ浅いこともひとつの原因になつているのかもしれない。そこで、現在全国の専修学校が「一丸となつて」「一校校化運動」ということを行っています。すなわち我々の学校も学校教育法第一条で規定する「学校」として認めてほしいという運動です。もし一校校になることができれば、大学、短大並みに大小約五百以上の学校や学生にとつて有利な法律が適用され、より安心

です。「学校」と「その他の学校」との格差を縮めないと、これからの時代を担う若人の教育に大きな不平等が存在していくことは確かです。ところで、学校教育法では各学校種別の目的も規定してあります。専修学校の場合は、「職業若しくは實際生活に必要な能力を育成し、……」とあります。一方大学は、「広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し……応用的能力を開発することを目的とする」ところです。先に触れたキャリア教育、職業教育に関わる「職業に必要な能力の育成」とは大学ではなく専修学校の目的であることは法律でこのように明確に規定されています。

今、社会問題となつているニートやフリーターなどを減少させるためにも専修学校の『職業教育』が注目されています。我々専修学校は大学とは異なつた教育方法により、学歴偏重に捕らわれることなく、仕事のプロフェッショナルとして胸を張って生きていける卒業生を送り出すところです。今のような経済状況下こそ本当の職業人をどれ程世に送り出すことができるか、その期待に応えることが我々専修学校の使命なのだと思負して一校校化を目指しているところ

そこで何を言いたいかと申しますと、つまりこのことは私が関係している専修学校または各種学校は「学校」ではないという解釈になるのです。これらの学校は、厳密には同法一二四条、一三四条に「その他の学校」という言葉で表現されています。現在、「その他の学校」である専修学校に在籍している生徒は全国で約六十五万人で、大学を第一の高等教育機関とすれば、生徒数では短期大学を超え、第

職業教育の重視が叫ばれている近年の社会情勢を考え合わせると、専修学校の重要性は益々注目され、その地位はかなり向上してきたと言えます。しかし、どうしても「その他の学校」であるため、例えば地震などの災害時に国の援助が得られない「激甚災害法」の適用などができないことをはじめ、多くの点で格差があり、大学・短大に比べて社会的地位は未だ低いと言わざるを得ません。このこと

して学べる場になることができると、今のままでは同じ世代の若者が、大学で学ぶ場合と専修学校で学ぶ場合で大きな差があり、非常に不平等です。しかし、今日の現実社会に目を向けると、新卒者の就職状況の構成は、大雑把に大卒以上四八%、専門学校卒二三%、短大卒六%です。全体の約半分が大卒以上ではありますが、専門学校卒業生の占める割合も決して少なくないことが注目されま

る。国は、認可保育所の面積の最低基準を全国一律に定めている。二歳未満の場合は、乳児室(ハイハイしない場合)なら一人当たり一・六五平方メートル(約一畳)、匍匐室(ハイハイする場合)は一人当たり三・三平方メートル(約二畳)となつている。また、二歳以上児の保育室は、子ども一人当たり一・九八平方メートル、約七畳の部屋に、幼児六人と保育士一人が入り、必要な用具なども配置したうえで、「食べる、寝る、遊ぶ」の生活をすべてそこで営むという状況になつている。諸外国に比べ、空間的にかなり窮屈だし、日本の一般家庭でも食堂と寝室は別なの

天上天下

のが普通である。▼日本社会の少子化は大変な速度で進んでおり、子ども手当の支給などそれへの対策もあれこれ講じられているが、待機児童の解消とあわせ、現に運営されている保育所の規模の問題もないがしろにはできない。▼幼い子どもたちは、みずから環境のひどさを声に出して訴えることができない。「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」(憲法)第二十五条は、むしろ乳幼児にもあてはまるのである。